

公開月例研究会講演記録〈第263回(2011.12.15)〉—

「産業振興と地域社会」

日本大学経済学部教授

沼尾 波子

日本大学経済学部教授

坂野 徹

日本大学経済学部准教授

山岸 郁子

日本大学経済学部准教授

村上 英吾

「地域包括ケアシステム構築の課題」

沼尾 波子

はじめに

医療や介護のサービスを組み合わせ、一人ひとりのニーズに対応したサービスを地域で賄おうという「地域包括ケア」という概念が注目を集めています。高齢化の進展や高齢者のみ世帯の増大を背景に、社会的なケアの仕組みが必要不可欠になっていることが背景にあります。

地方圏を中心に、介護や医療などの産業が若年世代の就労先としても注目されるようになってきています。地域で人々が定住するためには稼働機会の確保が必要で、その観点からも、医療や介護サービスを上手に組み合わせつつ、柔軟に、かつユニバーサルにサービスを提供する仕組みをどう構築するかが課題になっています。そこで、この研究では、地域包括ケアの仕組みに焦点を当て、それが機能する要件について、事例を踏まえて検討しました。

1 地域包括ケアとは何か

はじめに、現行制度からみた地域包括ケアの考え方について整理します。厚労省は、医療、介護、福祉の分野で「地域包括ケア」あるいは「地域連携クリティカルパス」という考え方を打ち出しています。

介護保険法が2005年に改正されて、予防重視のシステムへの転換が打ち出されました。地域で日ごろから要介護状態にならないように見守るための仕組みづくりや、医療分野における病院間の連携、さらに医療機関と介護機関あるいはリハビリなどがうまくつながりをもって一人の人をケアする仕組みを作ることが提起されました。

行政が地域包括ケアを掲げるようになった背景には、少子高齢化、要介護認定者の増加、単独及び高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加、家族機能や地域相互扶助機能の弱体化、ニーズの多様化・複雑化などが挙げられます。特に国では、2025年に団塊世代が後期高齢者になる時期にニーズが激増すること、さらに認知症高齢者数も大幅に増えることを見据えて、事前に対応を図る必要性を指摘しています。

そのために創設されたのが地域包括支援センターで、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行なうことで保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、全市町村で設置されました。

地域包括支援センターが包括ケアの実現に向けて考えるべきことは、総合性、包括性、継続性、予防性の4つとされています。地域のさまざまなケアを担う担い手のネットワーク構築、何かあればここに行けば全て対応してくれるワンストップサービス窓口、虐待などに対する権利擁護、介護保険制度においてケアプランを策定するような介護支援専門員支援機能、この4つのワンストップ

窓口とコーディネートの機能を期待して、地域包括支援センターが作られたわけです。

地域包括支援センターの事業は、介護予防事業、包括的支援事業では特に虐待防止・虐待早期発見、包括的ケアマネジメント支援事業があります。あとは独自に給食サービスなどを任意でやっています。その財源は基本的に介護保険の保険料から出していく。一部は国、都道府県、市町村が公費を出すかたちで、税金と保険料を合わせた財源でセンターを運営し、見守りの仕組みを作っていくということなのです。

いっぽう、医療についても急性期病院と回復期リハビリ病院との連携が考えられています。急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成して、全ての医療機関で情報を共有して効率的な医療診療を目指すことで、長期入院をできるだけ回避するとともに、財政支出削減もしようという考え方です。

全国の自治体ではそれぞれ、地域ケア体制のイメージを描いています。住民が中心にいて、何か必要があった場合、見守りは家族、近隣住民、ボランティア、NPO法人、民間事業者が行なう。介護が必要な場合はヘルパーや介護サービス事業者が行なう。住居の確保は民間事業者やNPOあるいは行政が支援する。在宅医療は医療機関や訪問看護ステーションがシェアして、老人ホームに入ることもできる。ある一人の人をめぐって、このようにさまざまな担い手が存在しつつ、連携を図ることで地域ケアの体制ができるという世界が描かれているのです。

2 地域包括ケアの成立要件

実際にこれをやるためには、医療・介護・福祉・見守り等の担い手として、専門性を持った多様な主体が必要です。必要なサービスの基盤整備も必要です。個々の事情を把握して、必要なサービスをいま提供できる人と上手に結びつけるコーディネーター、またはそれを判断するための事業所と利用者に関する情報がすぐに取り出せることも必要です。同時にケアのネットワークも必要です。当事者が主体的判断能力と費用負担能力を持ってコミットしたり、自分の欲しいサービスを選択できることも必要になります。

一橋大学の猪飼先生が「地域包括ケア」の概念

整理をして、「20世紀医療は治療医学が主導していたが、21世紀の医療は生活の質（QOL）の増進を目的とするヘルスケアの時代になる」と指摘しています。医療を受けることで病気が治る、あるいは原因を把握するという「医学モデル」による医療が20世紀のパターンだった。しかし、単に病気が治って健康を回復すればいいというのではなく、適切な対処で当事者自身が健やかに生活できることが重要で、それを「生活モデル」と言うならば、長寿命化もあり、技術の進歩も一定のところに達したこともあって、「医学モデル」から「生活モデル」に移行するところにこれからのヘルスケアがあるのではないかと、またそこに課題があるのではないかと、との指摘です。

予防、治療、生活支援、行政の面から言えば保健、医療、福祉・介護と、縦割りで分断されていたものを、どのように包括化しつつ、疾病・障害対策を担っていくのかと考えると、その人の衣食住に寄り添うことが必要になり、ローカルな地域性を持ったものとして定義されていかなければならないだろうということなのです。

これまでのヘルスケアというのは、治療を目的とした医療が軸にあって、かつ高度な専門的な先端的医療に特化された病院が非常に力を持って運営してきたわけですが、その考え方からすると、治療の必要度の低い患者の入院は病院の運営の効率性や医療従事者の技能形成を阻害するとして、病院の細分化や役割分担によって効率的な医療サービスの提供をしようとする。1次医療、2次医療、3次医療と分かれて、先端的な医療機関は1次医療としてそれぞれの地域の中心部に置かれて、そこではちょっとけがした程度の人を排除されていく。

そうではなく、特定の地域の実情に応じつつ、必要な人に必要なサービスが必要なときに行く包括性を持ったヘルスケアシステムを描こうとすれば、これからはどこが中心でどこが周辺かということよりも、それぞれの主体がそれぞれの役割分担をしながら担っていく。最終的に当事者が地域に戻されて自宅での生活が成り立つようにする。そういう仕組みをどう作っていくかが論じられなければいけないということになります。

そこでヘルスケアの地域性を考えると、まず施設よりも在宅で、その人がこれまで暮らしてきた

生活要素が引き継がれていくこと。多様な「生活の質」のいかなる事態にも柔軟に対応できるような社会的資源が求められる。当事者の「生活の質」の確保が目的となるならば、支援主体も多様であっていいのではないか。地域ごとにこのようなケアを支える仕組みを構築するには自治体の機能と役割が重要になります。

3 「ナショナルミニマム」としての地域包括ケア

当事者主体の地域包括ケアを考えると、政府の側からはナショナルミニマムの点を考えなければならぬ。健康で文化的な最低限度を保障するための行政サービスを提供しなければいけないわけだ。ナショナルミニマムには一定の基準があって、その基準をクリアしていないものに対しては保障を行なうという考え方ですが、当事者主体ということ、出発点は当事者であり、当事者のいまの状態と何が欠けた状態との乖離をどう埋めるのか、それがケアにとって必要なものになります。つまり、客観的にナショナルな基準があって、そこさえ保障すればいいのではなく、当事者に今欠けているものが何なのか、そこがうまく補われてはじめて、いいケアをしてもらったということになるわけだ。

この当事者主体の地域包括ケアとナショナルミニマムの関係をどう整理すればいいのかというのが、行政サービスあるいは財政需要の捕捉という観点からは非常に大きな課題をもたらすことになります。これも猪飼先生の本からの引用ですが、「生活モデルにおいては、生活の質にかかわる要素は、それが資源としてあるということに焦点が置かれているのではない。それが資源としてどのように機能するかということに焦点が置かれている」。つまり、一定の保障をしたとしても、それが上手に機能しない限りは意味がないわけで、他の要素との関係性、文脈の中でそれが機能するかどうかケアの本質だとすれば、ナショナルミニマムを客観的に定めることは非常に難しくなってくる。

いまの話を整理すると、当事者のケアを支え得る「資源」自体があるかどうか。ここは行政として確保するという話になるけれども、その資源がその地域あるいはその人の暮らしの文脈の中で有機的に関連していくことでケアが包括的・連続的

に行なわれるという機能が発揮されるかどうかポイントになってくる。

たとえばあるクライアントがいる。この人の周りにはヘルパーがいて、ショートステイのサービスがあったり、家があって、厚生年金があって、息子の給料があって、夫がいて、息子がいてという、こういう様々な関係性があります。その中でいま何が足りていないのか、何が課題になっているのか、非常に主観的な話ですが、これがうまく機能しているのかどうか見ながら、抜けているところに手を差し伸べられるかどうか。そういう視点からのケアをどう考えるのかがポイントになります。

本人が主体性を持って「ここが足りないから、これが欲しい」と言えば、家族とかコミュニティの中で提供されていた間は「それが足りないのね」ということで補えばよかったけれども、家族やコミュニティがその機能を担えなくなって、ケアの機能を租税や保険料を使って行政が担わなければならないようになったときに、どういうケアが提供できて、どういうケアが提供できないか、何によって線引きするか、財政からすれば大きな課題になってくる。

それが現物（サービス）給付の難しさで、サービスには個別性・多様性、かつ状況依存性があり、ある一定のサービスを出していれば済むものでもない。充足に際して目標を設定することの困難性もあって、できるところからやっていくしかない。

それに対して所得保障におけるナショナルミニマムは一定水準の現金を給付して購買機会を保障することになるので、財政支出の水準と所得保障という結果が明快だけれども、今や生活保護の領域においても単に保護費を出すだけではだめで、就労支援、日常生活支援、社会参加支援などの自立支援事業が実施されていて、お金を渡すだけでは安心な暮らしの確保は難しい。主体的で個別・多様で状況依存的なものを行政としてどう担いつつ、それにかかる財政需要をどういうふうに測って租税負担を考えればよいか、これも大きな課題になってきています。

4 ニーズに寄り添ったサービス供給体制をどう作るか

地域包括ケアシステムが地域ごとに作られて、このようなケアの仕組みが図られればいいのですが、実際にはなかなかうまくいかない。

地域包括支援センターは今ほとんど全国の市町村で設置されていて、ランチやサブセンターも出ていますが、本来の意味での地域包括ケアがやれているところは限られているともいえます。設置主体にも民間企業がずいぶん入っていて、申請主義で「こういうサービスが欲しい」とやってきて、それが介護保険制度の枠内にあればサービスを提供するというもので、本当に必要なところに必要なサービスが行くという本来の意味での地域包括ケアになっていないところがあります。

こうした中で、住民ニーズに寄り添ったサービス供給体制を模索している地域のひとつに愛媛県松前町の地域包括支援センターの例があります。町では地域包括支援センターを役場直営で設置し、職員を3名配置しています。そのうち1名は民間事業所職員を抜擢しています。職員のネットワークの良さと独自のネットワーク網を活用して、きめ細かい包括ケアの仕組みを民間事業所と一体で回すためのシステムを構築しています。65歳以上のあらゆるケアをワンストップでやるという目標を掲げて、生活保護以外の高齢者のケアは全て請け負っています。

介護保険制度導入前の段階から、地元で事業所を運営する4つの法人と連携・協働のシステムを作り上げ、介護保険法の勉強会を開催しながら、その理念を具体化するための仕組みづくりを一体となって構築してきました。具体的には在宅介護支援センターとしての機能を民間事業所に担ってもらい、情報を共有して、民間だけでも、行政のランチとして機能しています。当事者、サービスを提供する人、コーディネーターする人の間で、しっかりした顔の見える関係を作っていて、何か言えば情報がすぐつながる。小さい町だからこそできるネットワークを作っている。運命共同体として、一体的に地域の介護事業を担う事業所と、それを束ねる地域包括支援センターとの濃い関係ができていて、担い手の人たちが連携を図りながら対応しており、介護分野での雇用も創出さ

れています。

おわりに

コミュニティや家族の機能が衰退している中で、地域の中で人々が暮らしていくために必要とされるケアを誰かが担う必要があります。地域包括ケアの体制ができれば、地域の中で医療や介護の労働需要が出てくる。雇用が創出により、地域で定住できる条件ができる。医療・介護を一つの産業として位置づけることができれば、社会経済が回っていく基盤ができる可能性が芽生えます。

ですが、市場原理で動く世界ではありません。行財政システムを通じて、公共部門が何をどこまで担うかが課題です。個人的、主観的なサービスを、どの水準まで租税や保険料で賄うのか。その是非を含めて議論のあるところですし、家族や地域コミュニティの機能に期待するという議論もあります。こうした点については残された課題として引き続き研究していきたいと思っています。

「九学会連合の共同調査と『国土』」

坂野 徹

1 九学会連合とは何か

私は科学史の人間なので、戦後日本における広い意味での科学史の話をしませう。この数年間、私は九学会連合絡みのことばかりやってきたのですが、来年春には全部終えて1冊にまとめる予定で、その一部にこの原稿を活用しようと思っています。

1947年、人類学会、民族学協会、民間伝承の会、社会学会、考古学会、言語学会の6つの学会が集まって、六学会連合という学術団体が結成されました。日本敗戦後の疲弊した学術状況の中で、主にフィールド調査の志向を持つ学会が集まって連合大会を開こうということでしたが、当時の経済状況の中で一緒に共同調査ができないかということで、一定の地域を決めて共同でフィールドワークを始めます。その最初が1950年、51年夏に行なわれた対馬での共同調査です。

その後、八学会、九学会と参加学会数が増えて、

ほぼ九学会のままずっと続いてきますが、1989年に九学会連合は解散します。その間に、日本列島各地でフィールドワークを実施し、戦後日本のフィールド科学の歴史に大きな足跡を残しました。以下、名前は九学会連合と統一しますが、この団体が行なったフィールド調査と戦後日本の「国土」との関係について考えていくというのが今回の発表のテーマです。

九学会連合が行なった共同調査は高度経済成長によって日本の国土の姿が急速に変貌していく最中に行なわれたわけですが、日本の高度経済成長は驚くほど短期間に日本列島に住む人々の生活や地域の姿を変えていきました。人々の生活も含めて日本列島がこれほど短期間に姿を変えたのは列島史の中においても特筆すべき時期だったと強調する論者もいるようです。そういう中で行なわれた調査には、いまでは永遠に失われた地方の文化や習俗も数多く記録されることとなりますが、このように変貌する日本の「国土」を舞台に九学会連合が実施した共同調査を概観することを通じて、フィールド科学と戦後日本社会の関係について考えるのがここでのテーマになります。

そもそも九学会連合という学術団体が誕生した背景を考えると、その生みの親である渋澤敬三の存在を忘れるわけにはいきません。渋澤栄一の孫に当たる有名な財界人で、敗戦直後には大蔵大臣も務めました。彼は本来、学者になりたかったこともあって、フィールド・サイエンス系のいろいろな組織を裏から支えると同時に、自らも民俗学者であったというユニークな人物です。彼が中心になって九学会連合が組織されたのですが、詳細は時間の関係で省きます。

2 初期調査(対馬・能登・奄美)と「戦後」日本

九学会連合の初期の調査で特に私が注目しているのは、1950～51年の対馬調査、52～53年の能登調査、55～57年の第1回奄美調査、この3つです。50年代は日本の戦後史においてもユニークな面白い時代で、戦後日本社会の姿がだんだんかたちづくられていく、しかも高度成長はまだ完全には始まっていない時期の調査で、アジア・太平洋戦争の痕跡などいろいろなものをそこに読み取ることができます。

まず対馬が最初の調査地に選ばれたのは、50

年度大会のテーマを決める理事会の席で二、三の理事から「実際に一つの地域をとってその実地調査を連合で行ない、そのうえで各学問上の協力交換を行なってはどうか」という提案が出され、淡路島、沖縄、対馬の三つが候補に挙げられます。しかし、淡路島は面積が広過ぎるし、いわゆる「内地」にあるから民族学協会の調査対象としては問題があるだろう、沖縄は講和条約締結以前の段階なので取りやめ、対馬は大陸文化と日本文化の交流点であろうということと、終戦まで要塞地点であったためにほとんど学術調査が行なわれていない処女地であり、その面積も適当であることなどから、対馬に決定します。

対馬の調査を皮切りに、能登、奄美、佐渡、下北、利根川、沖縄、2回目の奄美と、8回までは特定地域を指定して共同調査を行ないますが、9回目以降は、「日本の風土」、「日本の沿岸文化」、「地域文化の均質化」という特定のテーマを設定して、学会ごとに自由に調査を行なうかたちになっています。

調査内容については別の機会に論じる予定なので、踏み込みませんが、この時期の調査は何らかのかたちで戦争・占領という問題と関わりを持っていることだけはここで確認しておきたいと思います。たとえば対馬が調査地として選ばれたのは、先ほど言ったように戦前の要塞地帯で学術調査が行なわれていなかったことに加えて、日本の植民地支配を脱して国境線の画定がされたばかりの韓国との間で領有問題があったこと、さらに朝鮮戦争との絡みも背景にはあります。

能登に関しては対馬ほどには政治状況との明確な関係は読み取れませんが、調査が行なわれている2年目(1953年)はちょうど石川県で内灘闘争が始まって、調査関係者もその雰囲気を意識しながら調査していることは確かです。奄美の場合は奄美の本土復帰(1953年)直後で、やはり占領との関係を雄弁に物語っていますし、米軍統治の影響を「文化変容」という観点から調査しようとしていることも注目されます。

対馬と奄美に関して面白い論点を紹介しますと、当時、対馬は日本か朝鮮かという話があって、それは日韓の間における国境線画定の問題とも絡んでいるわけです。当然、自分たちは日本人だと思っている対馬の人は、「日本だと証明してくれ

るのなら」という期待をもって調査を受け入れた。その結果、明らかに日本だと「証明」されたという経緯があります。

奄美も同じように、奄美は沖縄か日本かという話があった。これは現地の人にとってはリアルな問題で、たとえば奄美には洗骨の習俗がまだ残っていて、調査に参加したカメラマンが家族の了解を得て洗骨した頭蓋骨の写真を撮った。それが大問題になります。「洗骨は南の野蛮な国の風習だ。そんな恥ずかしいものが奄美にあることが写真で明らかにされては困る。そんな調査には協力しない」ということで一悶着あったようです。奄美のアイデンティティーを守り、当時の政治状況の中で日本と一体化したいという奄美側の事情と調査隊の絡みという点で面白い話ですが、これも時間の関係で割愛します。

3 共同調査のその後

九学会連合解散後、関係した幾人かの研究者が回想しているものから活動全体を概観しますと、第3回連合大会から参加した柴田武という言語学者は九学会連合の活動を前期、後期に分けて、前期の中でも学会数が9つに達していない初期、九学会揃った全盛期、そして後期は、参加学会数が10に増えるが、考古学会が抜けて9つに戻る不安定な衰退期もしくは沈滞期、そして晩期に分けられるとしています。

上り調子で上がっていった九学会連合の活動が、やがて衰退に向かい、解散に至った理由についても柴田は説明しています。これはおおむね納得できるものと思われませんが、「戦争中は国内の調査さえ思うようにできなかったのも、戦後、国内に調査地を求めても十分に研究意欲をかきたてられたが、今や海外調査ができるようになり、そのほうが問題が刺激的で、国内調査に興味が持たなくなった。ことに人類学・民族学の場合にそのことがよく当てはまる。」「共同調査、共同研究は、ほかにもいろいろな学会または個人の組み合わせで、その都度計画されるようになり、9つの学会がいつもほぼ同じメンバーで共同調査、共同研究する必然性がなくなった。」「9つのこれらの学会が連動すること自身に多少無理があったことも考えられる云々。」「特定地域の共同調査については一定の成果を得た、あるいはこれ以上このかたち

では共同調査・共同研究の進展は望めそうもない云々。」で、以下は飛ばします。

言語学者の柴田はこのように整理していますが、もともと九学会連合は民族学(ethnology)の学会と自然人類学(anthropology)の学会が中心になって作られましたし、対馬調査が始まった時期はGHQ統治下で、海外調査が難しい。半ば仕方なく国内調査で代替していたようなところもあって、本来国内を研究対象としない研究者も大勢参加していましたが、第2回の能登調査以降、彼らは次第に九学会連合から離れていく。さらに、63年には文科省科研費の費目に海外学術調査が加えられ、64年に海外旅行が自由化される中で、海外調査に研究者たちが目を向けるという動きが加速する。結局九学会連合の共同調査に参加する人たちは、例えば民族学者でも、国内を研究テーマにする人たちに限られてくることになります。

4 九学会連合と「国土」

このような経過を辿った九学会連合のフィールドワークは戦後日本の「国土」の歴史の中にどのように位置づけられるか、特に第8回までの特定の地域を指定して行なわれた共同調査の意味は何かと考えると、利根川を除けば、基本的に当時の日本列島における「辺境」「周縁部」に位置づけられるということです。もちろんこれはある意味では当たり前の話で、九学会連合に参加した各学会が本来的に地方のフィールドワークを志向する性格を持っていたことに起因するわけです。

さらに、九学会連合誕生の中心となった民族学協会の海外志向も考えれば、日本と「外部」との接点であると考えられる「辺境」が選ばれやすかったと見ることができます。たとえば1回目の調査のとき候補として挙げられた淡路島が外れたのは、「内地」にあるため不適格と考えられた。2回目の調査地に選ばれた能登は、現在のわれわれは「外」との接点をあまり感じませんが、当時は能登半島における朝鮮や満州からの大陸文化の受容が想定されたからで、3回目の奄美は「南の辺境」として、日本への復帰前後から調査が行なわれたわけです。一方、「北の辺境」で共同調査が行われたのはアイヌ民族の居住する北海道ではなく下北半島であったことは注目すべきで、現地に

残っていると想定されるアイヌ民族の痕跡についても体質や文化の観点から調べようとしていました。

このように「辺境」から「日本人」「日本文化」に迫ろうとする九学会連合の性格については、能登調査などに参加した人類学者の池田次郎も「利根川を別とすれば、対馬、能登、奄美、佐渡、下北、沖縄など、いずれも離島もしくは北陸や奥羽半島といった僻遠の地で、日本人の体質と文化を歴史的に考察するうえで重要な地域であった」と総括しています。

第8回の第2回奄美調査を最後に、特定地域を指定しての共同調査が途絶した理由はどこにあるのか考えると、これもある意味で当たり前のことですが、戦後日本の「国土」の変容過程で、もはや日本国内での「辺境」が見出しにくくなったからだと考えられます。特定地域を指定したかたちでの共同調査が終焉する70年代は、「ディスカバー・ジャパン」を合い言葉に、日本各地へ旅行者が気楽に足を運ぶようになった時期であり、その頃には高度経済成長を経て日本の「国土」は大きな変容を遂げていたわけです。

「辺境」と考えられていた地域を含め、高度経済成長期に日本の「国土」がどのように変容していったか、民俗学や歴史学で本格的な研究が今ようやく始まった段階で、その総合的評価はまだ難しい。ただ、かつて「辺境」だった地域に「都市」の風俗が入り込み、地域の習俗が失われて、「辺境」地域に伝統的な習俗を見出すことは困難になったことだけは確かです。

九学会連合の共同調査の最終回のテーマが「地域文化の均質化」であることは象徴的で、高度経済成長によって国土の均質化が進む中、日本列島各地に「辺境」を求めていったが、やがて特定の「辺境」地域を調査すること自体を断念し、ついには「地域文化の均質化」を主題にして終焉したと総括することができます。ただし、本当に均質化が進んでいったと一概に言えるのかというのはまた別問題としてありますが、ここではそこには立ち入りません。

早口で九学会連合の共同調査の展開についてお話ししてきましたが、これは今私がやっている戦後日本のフィールド・サイエンスあるいはフィールド調査の歴史研究の一部で、この一方で海外調

査の展開があります。冒頭でもいいましたように、九学会連合の研究は来春で終わりにして、海外調査のほうに取りかかるというのが、私の今後の研究計画です。

「資源としての文学」

山岸 郁子

1 文学館の現在

私は文学を産業として考えるために、文学を保存・展示する文学館に焦点をあてました。まず現在理想的な文学館があるとすればどのようなかたちでありうるのかを考えますと、マンガという紙のメディアに発表されたものを保存・展示している京都国際マンガミュージアムがあげられると思います。国内初のマンガ文化の総合的拠点として、2006年11月に開館し、現代の国内マンガ本を中心に、明治期以降のマンガ関連歴史資料や、世界各国のマンガ本、日本から派生した海外でのリメイク作品も含め、雑誌、アニメーション関連資料などを世界最大規模の約30万点を収蔵しています。

そのうち約25万点の資料は資料保存の見地から閉架式となっているのですが、研究等の目的で資料の閲覧を希望する場合、研究閲覧登録をして研究閲覧室で閲覧することができます。その意味で研究センターの役割も果たしています。

館の設立に強くかかわっている京都精華大学は、1973年というかなり早い時期に美術科マンガクラスを開設して、30年以上にわたるマンガ文化の教育・研究を行なっています。2000年に芸術学部マンガ学科を開設し、2001年に開設した表現研究機構マンガ文化研究所ではマンガとアニメーションに関する学術的研究を多角的に行ない、日本マンガ学会の設立と運営を積極的に支援し、研究基盤に必要な人的・情報ネットワークの形成を推進してきました。つまり、マンガというものを学問の領域に乗せて、それを現在も推進しているわけです。これらの教育・研究実績及びネットワークは全て、京都国際マンガミュージアムの中核を担う国際マンガ研究センターで活用さ

れています。

京都国際マンガミュージアムは京都市と京都精華大学の共同事業として、閉校された龍池小学校跡地に建設されたもので、ミュージアム開設のコンセプトは「公民協働」の考えに基づいています。計画を市と大学で策定し、市が土地と建物を提供して、市と大学で組織される運営委員会のもとで、大学がミュージアムを管理・運営し、研究成果やノウハウを提供するものとなっています。

マンガ・アニメーションを体系的に研究し、生涯学習、観光誘致、人材育成や新産業創出等への活用を図るため、資料の収集・展示・保存を市と大学が共同して行ない、その成果を地域社会の文化活動に対しても還元・貢献できる形態は他地域の先進事例にもなっているということです。

2003年に京都精華大学から京都市にマンガミュージアム構想が提案されて、12月には基本合意をし、翌年10月には市長が定例記者会見で具体的な構想を発表しています。2006年11月に開館しますが、翌年5月には来館者数10万人を数えています。私が最近訪れた2011年10月には本年度30万人を既に達成したという話でしたので、年間25万から30万人の来館者数という、非常に成功している例だと思います。入館料は800円で、他の文学館に比べるとかなり高い設定になっています。

国内でもマンガに対する再評価が進み、2000年度の文科省「教育白書」でもマンガ・アニメーションが芸術分野の1つとして位置づけられ、2002年度の中学校学習指導要領「美術」においてマンガが取り上げられたのを手始めに、国語や社会の教材にも導入されていきます。2002年度には麻生首相が中心になって「知的財産立国」宣言を行ない、「国はマンガやアニメーションの貴重な資料の散逸を防ぎ、情報提供する場を確保する取り組みに積極的に協力し、奨励する」という方針を打ち出します。いわば国策として、「世界に誇るマンガ文化を学術資料として体系的に収集・保存し、広く内外に発信するとともに、次代へ継承していくための博物館・図書館の機能を兼ね備えた新時代の総合文化施設が整備」することになります。

ここで「博物館・図書館の機能」というところがポイントで、文学館とか本を扱うミュージアム

という定義が日本にはありません。文学館を守る法令もないので、博物館に寄せて建物を申請するか、図書館に寄せて建物を申請するしかありません。したがって、各文学館によって資料展示の規模、性格（総合文学館か、個人文学館か）、財政的な裏づけ、研究機能の有無、専従の研究員や学芸員の有無、サービスなども千差万別で仕様が異なっているのです。

(資料) 次頁

2 文学館事業の問題点

都道府県管理の文学館の運営状況をまとめたのがこの表です。この中で青森、秋田、熊本の観覧料無料となっているのは図書館に併設した文学館で、図書館は図書館法によって市民は無料で利用することが前提とされているからです。

大阪府立国際児童文学館も無料になっていますが、こちらは図書・資料71万点所蔵のうち、54万点が寄贈によるものです。文学館というのは、古書など貴重資料が出たときに落札する場合がありますが、ほとんど作家自身や作家の遺族、研究者、出版社などから寄贈されるものによって支えられているところが大方です。この大阪の児童文学館も、無料で市民に開放しており、年間5~6万人の入館者数があるので、成功しているかのように見えますが、改編を迫られます。

2008年2月、橋下知事が大阪府の財政再建問題の中で、「国際児童文学館が収蔵する約70万点の図書資料を確実に保存・活用し、府民利用の向上と子どもの読書振興を図るためには、場所のいい府立中央図書館に移転することが適切と判断し」ました。万博の跡地で、国立民族博物館のある場所ですから、郊外ではありますが、行けなくはない場所です。しかし、それを理由にして、「知名度が低い、立地が不便、来館者が少ないなどマーケティングの観点から、場所は中央図書館のほうがいい。圧倒的に子どもたちに見られるところへ移し、本を活かせるようにしたい」と主張したわけです。

ここの収蔵には児童文学の初期の貴重資料が多く、研究センターとしての役割も果たしていたのですが、図書館であることの意味を重要視して、場所を移し、建物にかかる費用を削減せよと橋下知事は言い出しました。それに対して館を運営す

[資料] 都道府県立の文学館の運営状況等について

都道府県名	施設名称	開館年	主な休館日	開館時間 (展示施設)	所蔵資料数 (単位：冊・点)	観覧料金		展示施設入館者数 (単位：人)			管理者 (直管以外は指定管理者)	
						うち 寄贈資料数	常設展	特別展等	18年度	19年度		20年度
北海道	北海道立文学館	H7	月曜日 12/28～翌1/4	9:30-17:00	約26万点	約24万点	400円	400円～ 600円	20,157	34,019	34,949	(財)北海道文学館
青森県	青森県近代文学館 (県立図書館に併設)	H6	毎月第4木 曜日 12/29～翌1/3	9:00-17:00	約12万点	約10万点	無料	無料	27,819	42,742	33,246	直営
秋田県	あきた文学資料館 (秋田県立図書館分館)	H18	月曜日 12/28～翌1/4	10:00-16:00	約6万点	約6万点	無料	無料	6,969	7,826	7,474	直営
群馬県	群馬県立土屋文明 記念文学館	H8	火曜日 12/29～翌1/3	9:30-17:00	約16万点	約12万点	200円	概ね 400円	23,979	18,666	21,398	直営
埼玉県	さいたま文学館	H9	月曜日 12/28～翌1/4	10:00-17:30	約10万点	約5万6千点	210円	210円	8,917	8,609	11,485	(財)けやき文化財団
神奈川県	神奈川県近代文学館	S59	月曜日 12/28～翌1/4	9:30-17:00	約109万点	約92万点	250円	400円～ 700円	27,584	29,578	34,898	(財)神奈川文学振興会
石川県	石川近代文学館 (石川四高記念文化交流館)	H20	12/29～翌1/3	9:00-17:00	約4万点	約3万点	350円	350円～ 500円	15,091	6,164 (H19.10.1- H20.4.25休館)	13,867	直営
山梨県	山梨県立文学館	H1	月曜日 12/29～翌1/1	9:00-17:00	約32万点	約22万点	310円	内容によ り変更	23,200	30,525	12,324	学芸部門は直営 維持管理は指定管理 (SPS・桔梗屋グループ)
大阪府	大阪府立 国際児童文学館	S59	水曜日 12/28～翌1/4	9:30-17:00	約71万点	約54万点	無料	無料	55,927	51,924	64,879	(財)大阪国際児童文学館
徳島県	徳島県立文学書道館	H14	月曜日 12/28～翌1/4	9:30-17:00	約10万点	約5万7千点	300円	300円～ 500円	62,654	68,420	61,524	(財)徳島県文化振興財団
高知県	高知県立文学館	H9	12/27～翌1/1	9:00-17:00	約5万点	約3万点	350円	350円～ 600円	11,527	15,307	23,540	(財)高知県文化財団
熊本県	熊本近代文学館 (県立図書館に併設)	S60	火曜日 12/28～翌1/3	9:30-17:15	約2万5千点	約1万2千点	無料	無料	25,596	27,489	26,270	直営

【備考】
青森近代文学館：館外の事業参加者を含む
徳島県立文学書道館：展示以外の施設利用者含む

る財団法人大阪国際児童文学館は「一般の図書館とは目的が異なり、児童文学に特化した文学館であるからこそ、出版社から年間1万点の蔵書の寄贈を受けているし、国際的にも高い評価を受けている」として統廃合に反対を表明します。地元自治体も反対を表明しますが、府議会で賛成多数で統廃合が可決されてしまいます。

可決後、鳥越信という児童文学研究者で早稲田の元教育学部教授ですが、氏は日本の童話の初期資料の多くを館に寄贈していたのです。それは研究センターとしての役割を持つこの児童文学館のアーカイブスとして寄贈したもので、図書館に移されると管理も十分でないから劣化する可能性があるのです、返してくれと申し出ます。児童文学者ら29人とともに寄贈資料約1200点の返還を求めて大阪地裁に提訴しますが、訴えは棄却されます。

結局2009年12月27日に閉館し、2010年3月末、児童書等の資料は中央図書館に移管され、5月に大阪府立中央図書館国際児童文学館として再び公開されることになりました。

「博物館」や「図書館」は法律で守られていますが、法に守られていない「文学館」は経済状況や世の中の枠組みによって変わる危うい存在です。また文学館の多くは指定管理者制度、公益法人制度改革もその財政を圧迫する契機となり、今後淘汰されていく施設も出かねないような危機感にさらされています。

郷土資料展示の一コーナーや東大付属図書館が所蔵する鷗外文庫なども含めると、現在全国に文学館は700以上あります。1995年、日本近代文学館が中心となって文学館の組織化を目的として全国文学館協議会を発足しましたが、ここに所属した文学館は99しかありません。一つひとつの文学館は財源的にも運営的にも役割的にもさまざままで、「文学館」というくくり自体が難しいわけです。

日本近代文学館は研究センターとして創設されたこともあって、「文学館運動をさらに発展させ、利用者へ一層の便宜を図るためには、文学館・記念館相互の話し合いの場を作り、互いの問題意識を相談し、できることから少しずつ相互の交流を試みたらどうか。こうした場を持つことが、既存の館の未来にとっても、将来設立される館のため

にも、ひいてはわが国の文学の研究、啓蒙、普及のためにも必須であろう」と協議会創設の意義について説明しています。

3 文学館の可能性

入館者数だけで判断した場合、成功しているのは、宮沢賢治と金子みすゞの記念館です。どちらも協議会には所属していません。

よく知られている宮沢賢治の「雨ニモ負ケズ」の詩は、彼が亡くなった後、手帳に鉛筆書きで綴ってあったものを遺族によって発見されました。3年後高村光太郎の揮毫により文学碑が建てられたあたりを契機としてこの詩が知られていったと思われます。そしてこの詩のイメージがイコール宮沢賢治イメージとして流通していったといってもよいでしょう。宮沢賢治は1933年に亡くなっていますが、太平洋戦争の戦時下、大政翼賛会文化部が作った朗読テキスト（『菩提樹』）の中にこの詩が載せられ、子どもたちに朗読させるようになります。耐え忍ばねばならない状況を身体的に覚え込ませるわけです。また、満蒙開拓者にも読ませていたようです。終戦後も、戦後の物不足の時代を乗り切るためにこの詩は利用されます。一時期の文部省は当時の米の配給事情に鑑みて、「一日ニ玄米四合」を「一日ニ玄米三合」と詩の中の表現を書き換えてもいます（昭和22年発行の文部省編『中等国語』）。戦中から戦後、断絶なく国語教育に使われたある意味で稀有な作品ともいえます。現在も「雨ニモ負ケズ」の詩を採択している教科書もありますし、「永訣の朝」は中学校で、小学校教科書には「注文の多い料理店」「やまなし」なども採択されています。

このようにどの世代にも賢治が読まれてきたことが、花巻を訪れば宮沢賢治記念館に足を運ぶという行為につながっていると思われます。

また山口県長門市仙崎にある金子みすゞ記念館は11月29日の毎日新聞に「金子みすゞの故郷山口長門、観光好調で雇用拡大」という記事が出たのですが、今年の入館者は今のところ12万人だそうです。金子みすゞも「私と小鳥とすずと」という作品が小学校の教科書に載っていますし、今年には震災後のAC JAPANの「こだまでしょうか」の詩によって広く認知されたと思います。金子みすゞは1930年に亡くなってから約50年経って再

評価された詩人です。きっかけは研究者の手によって三冊のノートに書きつけられた詩が発見されたことによっており、宮沢賢治の死後「雨ニモマケズ」が書かれた手帳が発見され、記念館へと動きにつながっていったこととも似ています。金子みすゞは生誕100年を記念して生家跡に記念館が開館しました。このように何かきっかけがあって文学作品やその作り手としての作家が再評価されるということがあるわけです。

賢治やみすゞのように出生地に記念館や文学館があるのはある意味で当然ですが、作品の舞台に文学館が建てられた例もあります。たとえば遠藤周作の文学館は「沈黙」の舞台であり、隠れキリシタンの里といわれている長崎の外海地区にあります。隠れキリシタンが多く住んでいたくらいですから交通の便も決してよくはありません。年間約2万人の入館者数ですが管理をしている長崎市はこの館を通して隠れキリシタンというその土地の歴史を再認識するための施設として意義あるものとしています。このような自治体の理解は非常に重要だと思います。

日本近代文学館が開館した1960年代後半の文学館運動の時代は文学に勢いがある、「文学の伝統こそが日本の誇りである。文化資源だからこそ大事にしなければいけない」という思想がある範囲内で確かに共有されていました。それは文学全集のブームなどとも連動しており、文学が非常に信頼されていた時代に、市場が拡大していったのです。

そこで本研究との整合性ですが、高度経済成長を背景にした均衡ある国土の発展という理念の中で、文学館が作られていった一方で地方の固有性を強調するために、資産・資源を発見する必要があったのではないかと思います。地方の文学館の収集などを見ると、その姿勢がよく分かります。

文学そのものの力が失われたとは言いませんけれども、文学館をとりまく環境はさまざまなレベルで変わったのは事実です。小さな市場にはなりましたが、地域と強く結びついたり、その文学表現のもつ力を再確認するような仕組みをつくるなど、改めて意義づけをする必要があるでしょう。もちろん研究者もさまざまなかたちで協力していく必要もあるかと思います。そのように連携しな

から文学館の今日的な意味と役割を見出していくことが重要なのではないのでしょうか。

「単身世帯の生活最低限に関する実証的研究—時系列及び地域間の比較—」

村上 英吾

1 「寄せ場」の遍在化と最低生活費

70年代のオイルショック以降、成長のために労働者を調達するための空間であった「寄せ場」が、成長から取り残された人々が生活する空間となってきました。周辺から集まってきた（あるいは、集められてきた）人々が高齢化して、寄せ場の労働市場としての機能は低下していきました。他方で、80年代後半からは移住労働者が増加し、90年代半ば以降は不況が続き、労働市場政策の規制緩和が行われて雇用の非正規化が進んでいきました。そうした中で、伝統的な寄せ場以外の空間を通じて、たとえば携帯電話で集められた人たちが駅に集合して工場に連れていかれるというような、「寄せ場の遍在化」と言うべき状況が広がってきました。これまでの非正規雇用は主婦パートや学生アルバイトのように家計補助的に働いている人たちが中心だったのが、最近では非正規雇用で得た収入で生活を維持する「生活自立型非正規労働者」が増えてきました。そのため、雇用や収入が不安定になり、生活が成り立たなくなる人が増加したことが社会問題となっています。

このような状況に対して、最低賃金が貧困ラインとしての生活保護費よりも低いという問題が（これは以前から指摘されていたことですが）顕在化し、差し当たり最低賃金を生活保護費水準以上に引き上げる方向で「逆転現象」の解消が進められています。しかし一方で、最低賃金を引き上げると失業者が増えるから生活保護費水準を引き下げろべきという批判もあります。それは、理論的には自明なことではなく、実証的には最低賃金の限界的な上昇は雇用に影響を与えないという結論が得られていて、最終的には政治的な駆け引きの問題になってきます。いずれにしても生活保護水準をどこに持っていくのかというのは、最低賃

金とか年金とかいろいろな水準と関わってくるので、非常に重要な研究課題であるといえます。

日本における貧困ラインとしての生活保護水準は、戦後間もなくはマーケット・バスケット方式で積算されてきました。これは、生活するために必要な商品リストのモデルを作って、それにかかる費用を積算していくという方法です。60年代以降は「全都市勤労者世帯第1十分位の消費水準との均衡を図る」という格差縮小方式が採用され、1984年からは「一般国民の消費水準の60%程度」を目安にする水準均衡方式が採られています。現在も水準均衡方式でやっているわけですが、この方式は一般国民の消費水準が上昇している間はいいけれども、最近の日本の状況のように下がり始めたときにそれに合わせて下げようとする、最低生活費としての意味がなくなってしまう。この点も、改めて最低生活費をどのように決めるかが問題になってきている背景です。

以上のように、最低生活費の水準をどこに定めるべきかという問題が注目されている。そこで本報告では、実態生計算方式という方法で、最低生活費の推計を試みた。

2 最低生活費研究の動向

最近、貧困研究の伝統があるイギリスでは、ブラッドショーらによる合意形成方式という新しい方法が注目されています。マーケット・バスケット方式は研究者が最低生活と思われる消費のモデルを作り、それをもとに推計していく方法です。以前は最低限の栄養レベルで積算した食費をベースにしていますが、生活水準が高まってくると、最低生活に必要な財やサービスに関する研究者の主観が入る余地が増えていきます。合意形成方式は、生活するために必要な最低限の財・サービスは何かを、一般市民の話し合いによって決めたいという考えで、最低生活費を積算していくという考え方です。

日本では、2000年代に入り連合、全労連系のプロジェクトでは佛教大学の金澤先生や静岡県立大学の中澤先生などが、マーケット・バスケット方式による世帯類型別の最低生活費の試算をしています。これに対して貧困研究の第一人者である日本女子大の岩田先生のグループは、これは私も参加しているプロジェクトですけれども、低所得

世帯の家計の実態がどうなっているのかを把握するために独自の家計簿調査を行なって、それをもとに最低生活費を推計しました。独自に調査したので、サンプルがやや偏っていることもあって、その後私は国の統計である「全国消費実態調査のマイクロデータ（全消マイクロデータ）2004年版」でこの水準が妥当かどうかを検証しました。その結果、いずれもデータ・サンプルが少ないながら、消費構造及び消費水準に類似の傾向が見られ、おおむね妥当な結果であると結論づけました。

3 全消マイクロデータによる最低生活費の推計

今回は、全消マイクロデータの1994年版と2004年版との比較と地域間比較を行いました。マーケット・バスケット方式の研究では、埼玉と岩手を比較したのが金澤先生、中澤先生は静岡でやっていますが、各地で比較してみると意外に最低生活費に差がないことが分かっています。そういうこともあって、今回は3大都市圏とそれ以外の都市との比較もやってみようということです。

全消マイクロデータで使えるのは2004年、1999年、1994年ですが、消費者物価指数の推移を見ると、全国も都区部も99年はなぜか物価が高くなっていて、それよりは94年のほうが全国はあまり変わらず、都区部でも高いけれども99年より低いので、物価の影響が少ないと考え、94年データを用いました。データの詳しい特性は割愛しますが、低所得層では全消データと独自調査とでサンプル数に大きな差はありません。国の調査とはいえ、低所得層の実態を把握するには十分とはいえないのが現状です。

マーケット・バスケット方式とは違う、実際の生活費をもとに最低生活費を推計する方式としては、籠山先生の研究があります。消費のうちの食費・被服費が収入の変化に応じてどう変化するか見ると、収入が下がってくれば当然支出も下がってくるわけですが、どこかで収入が下がるのに支出が下がらない点が観察されます。それを抵抗点と呼びますが、この水準を最低生活費とするという方法です。収入が減っても消費行動は短期間には変えられないので、収入が減るのに消費は減らせないわけです。我々もその考え方を参考にしました。ただし、我々は食費とか被服費ではなく、消費支出全体を見えています。籠山先生の分析は

1950年代の食費が6~7割と高い比率を占めていた時代の研究ですが、現在は食費の割合が低くなっています。とくに、都市部では住宅費が大きくなって、食費がメインではありません。昔は、エンゲルの法則といって、収入が下がれば食費の比率が高まるという現象が知られていますが、このデータではそれが観察できないこともあって、消費支出全体で見ていこうという方法をとっています。

ところで、抵抗点は幾つか見られる可能性があります。最低生活費はどこでもいいわけではなくて、赤字と黒字が転換するところに近い抵抗点が最低生活費と言えるでしょう。そこで、赤字・黒字が分岐する点あるいは収支均衡する点と抵抗点の2つを指標にして見ていきます。

消費支出のうち、もっとも割合が高いのは住宅費ですが、データには様々な住宅に住んでいる人が含まれていますから、それを考慮しなければいけません。この点は、賃貸住宅に居住している層と住宅費を除いた可処分所得と消費支出を用いました。

賃貸層について可処分所得階層別に消費支出を見ると、一見して5~10万と10~15万のところで抵抗が見えます。しかし5~10万のポイントは1ケースだけなので、これは使えません。赤字・黒字の転換点で見ると、10~15万と15~20万のところで黒字から赤字に転換していますが、そのときの消費支出の平均が点線で示した16万3226円です。これは1つの最低生活費の目安になります。

可処分所得から生活基盤費（住居費と光熱費の合計）を引いた可処分所得Dでは、5万円未満と5~10万円のところで抵抗が見られます。このときの消費支出の平均は9万6357円です。赤字・黒字転換は5~10万円と10~15万円ですけれども、このときの消費支出の平均は11万791円

です。これに生活基盤費（今回のデータでは63,979円）を合計した16~17万5千円程度が実態生計費から見た最低生計費と言えるでしょう。

これを踏まえて、1994年と2004年のデータについて、全てのケースの可処分所得D階層別に抵抗点と赤字・黒字転換点を見てみました。抵抗点では94年は9万5794円+生活基盤費、2004年は10万24765円+生活基盤費、赤字・黒字分岐点では94年が12万4830円+生活基盤費、2004年は12万3,938円生活基盤費でした。生活基盤費を6万円強とすると、最低生活費は抵抗点では約16万円、赤字黒字分岐点からすると約19万円が最低生計費の目安と言えるのではないかとというのがひとまずの結論です。94年と04年を比べると、三大都市圏についてはほとんど同じ水準でした。これは生活保護費よりも高い水準になっていますが、実態生計費からすると、生活保護費というのはかなり厳しい消費水準だと言えると思います。

ちなみにマーケット・バスケット方式で計算した最近の研究では、耐久消費財なども全て考慮して算入させていますが、16~17万円ぐらいではほぼ同水準です。

3大都市圏とその他の地域を比較すると、可処分所得Dの抵抗点で見た場合、94年は「三大都市圏」は9万5794円、その他の地域の生活費が12万8289円で「その他の地域」の方が高く、2004年はそれぞれ10万2476円と10万8584円でほぼ同水準でした。その他の地域は物価に大きな変化がないのに生活費は2万円ほど下がっていますが、首都圏では物価は下がっているのに、最低生活費とここで言っているものはほぼ横ばいか、むしろ若干上がっています。この原因は分かりませんが、その他の地域はサンプル数に偏りがあるため結果が不安定になるのではないかと思われる。詳しい検討が必要と思われる。